



熊本県公報

第 1 2 5 0 8 号

平成 28 年 4 月 5 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(高齢者支援課)	3
○指定介護老人福祉施設の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定取消し	(会計課)	4
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退	(高齢者支援課)	5
○口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正	(県政情報文書課)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新	(〃)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(高齢者支援課)	6
○指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	(〃)	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	7
○道路の区域変更	(道路保全課)	7
○道路の区域変更	(〃)	7
○道路の区域変更	(〃)	8
○道路の供用開始	(〃)	8
公 告		
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	8
○発生鋼材の処分	(都市計画課)	9
○土地改良区土地改良事業計画の適否決定	(農村計画課)	10
○道路の位置指定	(建築課)	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	11
○第 6 回幸せ実感くまもと 4 カ年戦略委員会の開催	(企画課)	11
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課)	12
登 載 依 頼		
○公示送達	(収用委員会)	12
○熊本県風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行則の一部を改正する規則	(警察本部生活環境課)	12
○平成 1 1 年 3 月 1 9 日熊本県公安委員会告示第 6 号の一部改正	(〃)	13

告 示

熊本県告示第 4 2 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 慈 敬 会	居宅介護支援事業所 ヒューマン・ケア	合志市豊岡 2 0 0 0 番地 1 9 0	平成 2 8 年 4 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 4 2 2 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字上晴気 2 7 1 6 番 1、2 7 1 6 番 3、2 7 3 0 番 1、2 7 8 4 番 3、2 7 8 6 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上晴気 2 7 1 6 番 1・2 7 1 6 番 3・2 7 8 4 番 3・2 7 8 6 番（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 4 2 3 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字琵琶ノ尾 3 7 6 4 番 3・3 7 7 0 番 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3 7 6 8 番、3 7 7 0 番 1、3 7 7 0 番 4、字下清湊郷 3 8 2 6 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字琵琶ノ尾 3 7 6 4 番 3・3 7 6 8 番・3 7 7 0 番 1・3 7 7 0 番 4・字下清湊郷 3 8 2 6 番 1（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）、字琵琶ノ尾 3 7 7 0 番 5
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 4 2 4 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条

の2の規定により告示する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町立原字平石147番、148番1、148番2、149番の1、149番2、151番、152番、157番から159番まで、字巢鳥373番から375番まで、字下大迫382番、字東平421番、426番1、426番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平石148番1・149番の1・149番2・字東平426番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字尾下字西大畑1721番2、1722番、字南和七1790番2、1790番4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第426号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条の規定により公示する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
南関町特別養護老人ホーム延寿荘 玉名郡南関町上長田616番地1	南関町	平成28年3月31日	介護老人福祉施設

熊本県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設として次のとおり指定したので、同法第93条の規定により公示する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	特別養護老人ホーム延寿荘	玉名郡南関町上長田616番地	平成28年4月1日	介護老人福祉施設

	1		
--	---	--	--

熊本県告示第 4 2 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	延寿荘短期入所生活介護事業所	玉名郡南関町上長田 6 1 6 番地 1	平成 2 8 年 4 月 1 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 4 2 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	延寿荘短期入所生活介護事業所	玉名郡南関町上長田 6 1 6 番地 1	平成 2 8 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第 4 3 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	延寿荘デイサービスセンター	玉名郡南関町上長田 6 1 6 番地 1	平成 2 8 年 4 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 4 3 1 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人三加和福祉会	延寿荘デイサービスセンター	玉名郡南関町上長田 6 1 6 番地 1	平成 2 8 年 4 月 1 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 4 3 2 号

熊本県収入証紙条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号）第 5 条第 1 項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第 3 項の規定により告示する。
平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
熊本市中央区南千反畑町 4 - 3 3	熊本総合庁舎売店 責任者 上松 律子	平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 4 3 3 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 2 項の規定において準用する同法第 4 8 条の 6 第 2 項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退の届出があったので、同法附則第 2 0 条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
南関町 玉名郡南関町関 町 1 3 1 6 番地	南関町特別養護 老人ホーム 延 寿荘 玉名郡南関町大 字上長田 6 1 6 番地 1	4 3 1 1 0 0 1 6 4	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	介護老人 福祉施設

熊本県告示第 4 3 4 号

平成 2 6 年 3 月 1 8 日熊本県告示第 2 1 6 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県非常勤職員採用試験（疾病対策嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（栄養士・調理師 免許関係等業務嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	健康づくり推進 課
---	------------	------------------	--------------

表熊本県非常勤職員採用試験（水産振興課嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（放置船対策嘱託 員）	総合順位	合格発表の日 から 1 月	水産振興課
--------------------------------	------	------------------	-------

表熊本県企業局非常勤職員採用試験（企業局本庁事務補助嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県企業局非常勤職 員採用試験（幸野ダム 管理嘱託員）	得点及び順位	合格発表の日 から 1 月	企業局総務経営 課
熊本県企業局非常勤職 員採用試験（船津ダム 管理嘱託員）	得点及び順位	合格発表の日 から 1 月	企業局総務経営 課

熊本県告示第 4 3 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付き有料老人ホームたんぼぼ 上益城郡山都町下馬尾字前田 2 9 9 - 1	上益城農業協同組合	平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 3 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付き有料老人ホームたんぼぼ 上益城郡山都町下馬尾字前田 2 9 9 - 1	上益城農業協同組合	平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 3 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町大字曲手 7 6 0 番地	平成 2 8 年 4 月 1 日
ファイン薬局 天草市大浜町 8 番 8 号	平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 3 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
あらお桜山調剤薬局 荒尾市蔵満 1 8 9 0 番地 5	平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 3 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
さくら調剤薬局九日町店	医療機関の所在地	人吉市九日町 1 0 4 番地	人吉市九日町 1 0 2 番地 1	平成 2 8 年 3 月 1 日
訪問看護ステーションきらら	医療機関の所在地	八代郡氷川町 島地 1 6 4 4 番地 2	八代郡氷川町鹿 野 1 3 0 1 番地 2	平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県告示第 4 4 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
れんげそう訪問介護 天草市船之尾町 7 番 3 号	蓮華株式会社	平成 2 8 年 4 月 3 0 日

熊本県告示第 4 4 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 4 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
れんげそう居宅介護支援事業所 天草市船之尾町3番20号	蓮華株式会社	平成28年4月30日

熊本県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
れんげそう訪問介護 天草市船之尾町7番3号	蓮華株式会社	平成28年4月30日

熊本県告示第443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労サポートセンターG AMADUS 宇土市栗崎町1296番	NPO法人まちくらネットワーク熊本 熊本市北区兔谷2丁目3-20 中川 勝則	就労継続支援B型	平成28年4月1日

熊本県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成28年4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	下郷北新田線	宇城市小川町南部田字中ノ川 1546番2地先から 同所 1547番1地先まで	前	23.4 ～ 25.3	17.1	廃道処分
			後	18.4 ～ 19.0	17.1	

2 区域を変更する期日 平成28年4月5日

熊本県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成28年4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字日当 8183番1地先から 同所 8189番1地先まで	前	24.6 ～ 54.8	44.7	砂防施設管理用道路への引継ぎ
			後	24.6 ～ 53.3		

2 区域を変更する期日 平成28年4月5日

熊本県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大宮地宮地岳線	天草市新和町大宮地字赤迫 3890番2地先から 同所 3890番2地先まで	前	6.4 ～ 6.9	23.2	災害復旧
			後	6.6 ～ 9.2		

2 区域を変更する期日 平成28年4月5日

熊本県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年4月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字塚山 1565番3地先から 同所 1565番3地先まで	136.2	防交安 (災害防除)

2 供用を開始する期日 平成28年4月5日

公 告

熊本県公告第245号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	大河州地区	平成21年1月21日	平成28年2月5日	熊本県

熊本県公告第246号

物品を次のとおり売却する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
 熊本市西区新港地内
 田崎仮陸橋撤去に伴う発生鋼材 377.53トン
- 2 入札期日
 平成28年4月19日(火) 午前10時
- 3 入札場所
 熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本県熊本駅周辺整備事務所1階会議室
- 4 入札の方法
 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は熊本(4301)手形交換所加盟金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日
 入札終了後即時
- 7 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格
 次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者
 (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者であつて、当該各号に該当する事実があつた後2年を経過していないもの
 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があつた者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものの用に供しようとする者
 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者
 (6) 民事更生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者
 (7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み
 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込みを行わなければならない。
 (1) 提出書類 入札参加申込書
 印鑑登録証明書
 誓約書
 (2) 提出方法 持参又は郵送による。
 (3) 提出期限 平成28年4月18日(月) 午後5時
 (郵送の場合は、提出期限までに必着)
 (4) 提出先 熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 10 入札当日に必要な書類等
 (1) 入札書
 (2) 印鑑(印鑑登録証明書の印鑑又は代理人の印鑑)
 (3) 委任状(代理人が参加する場合に限る。)
 (4) 入札保証金(購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出小切手)を封筒等に封かんしたもの
- 11 その他
 (1) 契約締結期限 平成28年4月26日(火)
 (2) 売買代金納入期限 平成28年5月6日(金)
 (3) 鋼材の搬出期限 平成28年5月20日(金)
 (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
 (5) 契約締結場所 熊本市中央区本山二丁目9番51号 熊本県熊本駅周辺整備事務所
 (6) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、

熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知の上入札するものとする。

(7) 問合せ先

熊本県熊本駅周辺整備事務所（電話096-323-8200）

熊本県公告第247号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区理事長隈部誠一から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年3月28日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年4月6日から平成28年5月9日まで
- 3 縦覧の場所
山鹿市役所
内田川地区土地改良区事務所

熊本県公告第248号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字大津1233番地
- 2 築造者の氏名 大津町
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字南楽善211番15、同212番3、同212番5及び同213番5
- 4 道路の幅員 4.01メートルから5.41メートルまで
- 5 道路の延長 34.83メートル
- 6 指定年月日 平成28年3月23日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第234号

熊本県公告第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本1330番3、同字平ノ窪2088番12及び里道の一部
4,979.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目19番地5
有限会社大輝不動産

熊本県公告第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2958番46及び同2958番47
294.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区新屋敷二丁目27番17号1F
株式会社ソラヒロ

熊本県公告第251号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイソー熊本大津店・a u ショップ大津店
 菊池郡大津町大津字鍛冶ノ上1294番1ほか
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)	荷さばき施設	A棟西側	60平方メートル
(変更後)	荷さばき施設No.1	A棟西側	60平方メートル
	荷さばき施設No.2	B棟西側	24平方メートル
	合計		84平方メートル
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)	廃棄物保管施設No.1	A棟北側	12.7立方メートル
	廃棄物保管施設No.2	B棟西側	0.4立方メートル
	合計		13立方メートル
(変更後)	廃棄物保管施設No.1	A棟北側	12.18立方メートル
	廃棄物保管施設No.2	B棟北西側	1.68立方メートル
	合計		13立方メートル
 - (2) 変更の年月日
平成28年11月26日
- 3 届出年月日
平成28年3月25日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成28年4月5日から平成28年8月5日まで

熊本県公告第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字小池1540番1
325.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字小池1538番地1
神原 康男

熊本県公告第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字荒仕子道1589番1、同1591番、同1592番、同1593番
4、同1593番5、同字中ノ平1417番12及び里道の一部
3,918.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区京塚本町48番34号
株式会社環境都市開発

熊本県公告第254号

第6回幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会を次のとおり開催する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成28年4月14日 午前10時00分
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 2F ひばり

- 3 議題
「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の総括
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課政策班
(電話 096-333-2018)

熊本県公告第255号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本田 信次	玉名郡玉東町原倉	玉名郡玉東町大字原倉字藤原2660番19ほか1筆

2 認可年月日
平成28年3月29日

登載依頼

熊本県収用委員会公告第4号

公 示 送 達
 熊本県荒尾市平山字毘沙門前1452番2の登記名義人
 黒澤 秀人（持分126,000分の2,100）
 居所その他送達すべき場所不明
 ただし、住民票上の住所 神奈川県横須賀市平和台3番4-503号
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成28年3月28日付け熊収第100号の書類（熊収27第1号、第2号案件（平山案件）の裁決書）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成28年4月18日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成28年4月5日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第4号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月5日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第4号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第4号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則（平成11年熊本県公安委員会規則第2号）を次のように定める。

題名及び本則中「第4条第1項第4号」を「第4条第2項第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

熊本県公安委員会告示第5号

平成11年3月19日熊本県公安委員会告示第6号（熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条の2第2号の規定に基づき、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域から除外する区域）の一部を次のように改正し、平成28年6月23日から施行する。

平成28年4月5日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

題名及び本則中「第4条の2第2号」を「第4条第3項第2号」に改める。